

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

平成24年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

改正貸金業法第4条施行(完全施行)後2年が経過する中、貸金市場への資金供給は大きく減少しており、貸金業者の経営環境は依然として厳しい状況に置かれている。

このような状況を踏まえ、平成24年度は自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会員のコンプライアンス態勢の確立を更に進め、社会から貸金業界全体の信認を得るため、協会未加入貸金業者の加入を促進し自主規制機能の浸透を図るとともに、次の業務を行うこととする。

1 協会員等に対する法令、諸規則等の遵守状況把握及び指導

- (1) 協会員の法令等違反に対する厳格な措置態勢を継続するとともに、協会員への指導態勢を確立し、研修及び再発防止の為の指導を強化することにより、協会員のコンプライアンス態勢の確立・持続を目指す。
- (2) 貸金業法令及び定款・業務規定・その他の規則を遵守するため、協会員の社内規則及び管理体制の整備の支援を継続実施する。
- (3) 協会員のコンプライアンス態勢強化のため、法令・判例等検索システム・学習管理機能を活用した指導及び法務相談の問い合わせ対応等の会員サービスの提供を行う。

2 諸規則等の改定・整備

- (1) 協会員の法令・諸規則等の遵守状況並びに資金需要者への資金供給機能を検証するとともに、行政・関係機関等との協議、調整のうえ、法令・諸規則等の改定について検討し、必要に応じて建議を行う。
- (2) 改正貸金業法第4条施行(完全施行)後の協会員の業務実態や法令・諸規則等への対応状況について会員管理情報として把握するとともに、行政や消費生活センターとの連携等により情報収集し、貸金業界の健全性を示す客観的事実の公表等を検討する。

3 相談・苦情・紛争解決対応

- (1) 相談・苦情・紛争解決事案に対し、中立公正な立場から柔軟・迅速かつ適切に対応し、資金需要者等の利益の保護を図ることにより貸金業務に対する信頼を確保する。

- (2) 「紛争解決等業務に関する規則」に規定される他の相談機関との一層の連携強化に努め、資金需要者等の相談・苦情・紛争解決に係る相談機会の拡充並びにカウンセリング等多重債務者対策の充実を図る。
- (3) 消費者団体並びに地方自治体等が運営する消費生活センター等との関係強化に努め、利用者の相談機会の拡充を図るとともに自主規制機関としての協会の認知度向上を目指す。

4 監査の実施

- (1) 貸金業者の業務の適正な運営を確保するため、協会の法令及び協会の定款その他諸規則の遵守状況とそれを遵守するための内部管理態勢の実施状況などを確認し、指導するほか、法令等違反に対しては、厳正に対処する。
- (2) 実地監査と書類監査の相互補完により、自主規制としての監査機能が最大限発揮できるよう努めるとともに、効率的な監査を実施する。
なお、本年度の実地監査は 100 社程度とし、中・大規模協会員に対する実地監査を試行する。
- (3) 監査の実施にあたっては、協会員自身の業務運営に関する自己改善努力を最大限に活かしつつ、監査結果が協会員のコンプライアンス及び内部管理態勢の持続的な改善等に確実に結びつくような監査を行うことを基本とする。
- (4) 行政及び消費者団体等関係機関との意見交換及び情報交換等を行い、行政検査と協会監査の連携、監査結果に伴う処分の連動等、引き続き適切な役割分担や緊密な連携の強化を図る。

5 積極的な広報の実施

- (1) 貸金業界全体が健全化している実態を広く社会に伝え、安心して利用できる貸金業者の目印として、協会のシンボルマーク「ゆずり葉」のブランドイメージを上げることにより、業界全体の社会的評価、信認の更なる向上に努める。
- (2) 貸金業界を取巻く社会全体を視野に入れ、貸金業界や協会に対して理解と支援を得られるよう、協会ホームページ、協会報等により効果的な情報発信を行うとともに、消費者団体、消費生活センター及び行政機関等への訪問等による公聴活動等リレーション強化を図る。

6 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

- (1) 協会ホームページを活用した協会員向け情報や消費者向けに生活再建支援や家計管理診断支援等に関する情報等の発信を効果的に行う。
- (2) 一般消費者、消費者団体、大学、高等学校向けに出前講座等を積極的に実施するほか、資金需要者に対して、啓発ツールを行政窓口・消費生活センター・協会員店舗等への設置・配布を通じての理解促進を図る。

7 貸金業界ならびに資金需要者の現状等に係る調査研究の実施

- (1) 貸金業が担う社会的役割及び資金供給機能の検証、対応すべき課題の抽出と課題解決のために必要な施策の検討等に資する調査研究を行う。
- (2) 自主規制機関としての位置付け等に鑑み、貸金業界の統計資料として中立・公正性の確保と連続性の観点で調査研究を行う。

8 研修・講演会の実施及び教材の制作

- (1) 貸金業界のコンプライアンス向上に資するテーマにより、貸金業者を対象とした業務研修会を全国 10 地区において、地区協議会と併せた効果的な研修会を実施する。
- (2) 法令改正動向や業界動向等の適時、適切なテーマにより、効果的な講演会等を企画し実施する。
- (3) 協会員向けの法令遵守や顧客対応等、内部管理態勢の整備について解説したDVD の教材を制作する。

9 貸金業務取扱主任者資格に係る業務の実施

- (1) 資格試験を確実に実施し、新たな主任者資格保有者の拡大を図る。
- (2) 登録更新者及び新規登録者の登録申請等を正確・迅速に処理対応する。
- (3) 登録更新対象者からの大量の受講申込に対し、適切・迅速な事務遂行に努め、講習実施計画に沿って円滑な講習を実施するとともに、今後の講習の充実を図るため、受講者(登録更新者)から主任者活動の実態把握と支援要望等の確認を行う。

10 個人情報保護の徹底

個人情報保護法第 37 条に基づく認定個人情報保護団体として協会員に対し、個人データの安全管理に十分配慮した適切な組織及び環境整備の周知、個人情報漏洩等事案の協会への報告の徹底を図り、個人情報の保護に関する規則等の遵守並びに更なるコンプライアンス態勢の確立に向けた指導に努める。

11 反社会的勢力による被害の防止

貸金市場における反社会的勢力等の排除に向けた態勢整備及び警察等との継続的連携により被害の防止に一層努める。

12 財務局及び都道府県行政への協力

貸金業法第 41 条の 8 の規定に基づき、貸金業の登録の申請、更新及び変更等、貸金業者に法令上求められている書類の受付事務について、財務局及び各都道府県に協力し円滑な処理

を図る。

13 事務局体制の合理化・効率化

- (1) 自主規制機関としての使命を果たしながら、業務実態に即した本部組織の整備と事務分掌の見直しを図るとともに支部運営の合理化・効率化を推進する。
- (2) 協会運営に係る経費の一層の削減等に取り組むとともに協会未加入業者の加入促進による財務基盤の安定を図り、次年度以降の収支の均衡を目指す。

14 関係機関との連携強化

引き続き、行政並びに指定信用情報機関、消費者団体、各地消費生活センター等との情報交換を密にし、貸金業界並びに協会の信認を得るため、一層の連携強化に努める。

以上